

中国における現地発明の取り扱いの実態調査

国際第3委員会*

抄 録 日本企業が、中国での研究開発や、中国の大学や企業等と共同開発を行うことにより、現地発明が発生した場合、どのように取り扱うかについて、中国専利法等に規定はあるが、実際にその取り扱いに悩む場合が生じている。

この問題について、国際第3委員会では2005年に実態調査を行ったが、それから3年が経過し、中国を研究開発拠点とする位置付けが大きくなっていることから、再度アンケートを実施し、さらに現地でのヒアリングを行った。これらのアンケート等の結果とその内容を報告する。

目 次

1. はじめに
2. 調査の方法
 2. 1 一次アンケート
 2. 2 二次アンケート
 2. 3 現地ヒアリング
3. 一次アンケートの結果
 3. 1 一次アンケート回答企業の業種
 3. 2 現地法人の状況および現地法人における発明の発生状況
 3. 3 現地発明の出願状況
 3. 4 現地発明の出願人名義
 3. 5 現地発明の実施状況
 3. 6 中国での開発状況
 3. 7 現地の知財管理部門の状況
 3. 8 現地発明に関する規定の状況
 3. 9 現地発明に関して苦勞した点
 3. 10 現地発明に関して知りたい点
4. 二次アンケート及び現地ヒアリングの結果
 4. 1 二次アンケート回答企業の業種
 4. 2 特許権の件数
 4. 3 現地発明の発生形態
 4. 4 発明の発生前の対応
 4. 5 発明の発掘状況
 4. 6 発明の完成時の対応
 4. 7 発明ヒアリング
 4. 8 出願明細書の作成
 4. 9 第一国出願
 4. 10 職務・非職務発明の判断
 4. 11 不出願の場合の処理
 4. 12 出願権の譲渡
 4. 13 中間処理（審査請求，オフィスアクション等），第二国出願の対応
 4. 14 発明報奨
 4. 15 特許権の維持・放棄の判断
 4. 16 中国の大学，企業との共同研究・委託研究
5. 現地ヒアリングで得た生の声
 5. 1 発明発掘
 5. 2 発明に対するインセンティブ
6. まとめ
7. おわりに

1. はじめに

日本企業にとって、中国は「世界の工場」だけでなく、中国における頭脳を生かした「研究開発拠点」としての位置付けも増えている。ここで、中国で発明が生まれた場合、「中国現地発明の取り扱い」が問題となる。

国際第3委員会では、この「中国現地発明の取り扱い」について、実務を如何に進めるかという観点から、2005年に会員企業へのアンケート

* 2008年度 The Third International Affairs Committee

ト調査とヒアリングにより検討を行った¹⁾。

ただ、このときは中国で研究開発活動を行っている企業は少数であり、現地発明が生まれている事例も多くなかった。

それから3年経過したが、中国におけるビジネス環境の変化のスピードは、どんどん速くなっている。そこで、前回と同様、発明発掘から出願・権利化、発明報奨、現地法人の知財部門の体制、さらには、大学等との共同研究等の項目にわたり、アンケート調査を行った。さらに今回は、中国で研究開発を行い、現地発明が生まれている中国の現地法人（以下、現地法人）を訪問して直接ヒアリングを行った。

なお本稿は、2008年度の国際第3委員会第2ワーキンググループの高野昌浩（日立建機）、細井隆太郎（NTTドコモ）、山本誠道（東芝テック）、吉田卓史（NTTエレクトロニクス）、田中芳仁（副委員長：東芝メディカルシステムズ）、永井隆（副委員長：三菱瓦斯化学）が作成した。

2. 調査の方法

2.1 一次アンケート

一次アンケート調査は、2008年夏に、JIPAの国際委員会に委員を派遣する会員企業に対して行い、64社から回答を得た。

2.2 二次アンケート

二次アンケート調査は、一次アンケート調査の回答があった企業のうち、現地発明を出願したことがあると回答した企業18社に対して、より詳細な項目について実施した。

2.3 現地ヒアリング

現地ヒアリングは、2009年1月10日から17日にかけて、既に現地発明を出願している企業のうち、現地に知財管理部門を有する企業に調査

団を派遣し、実施した。訪問先は、北京（4社）、上海（2社）、大連（1社）である。

3. 一次アンケートの結果

3.1 一次アンケート回答企業の業種

アンケートに回答頂いた企業の業種の内訳を表1に示す。この表に示すように日本国内の様々な業種の企業計64社から回答を得ることが出来、日本企業における中国現地発明の状況を把握するには十分なサンプル数を収集できたと考える。

表1 一次アンケートの回答企業の業種

業種	回答数
電気	21
機械, 事務機械, 輸送機械	14
化学, 繊維, 製薬, 製紙, 食品	23
金属	3
情報処理, サービス, その他	3

3.2 現地法人の状況および現地法人における発明の発生状況

現地法人の有無に関しては、図1に示すようにアンケート回答企業の9割以上が現地法人を有しており、中国を開発または製造上の重要拠点の一つとして捕らえていることがうかがえる。

中国に現地法人(独資, 合資, 合併)はありますか?

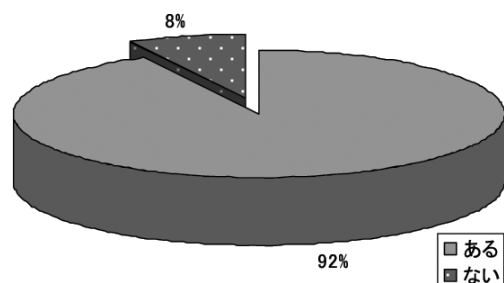


図1 現地法人の有無

また、現地法人での発明の発生状況については、図2に示すように現地法人の4割弱で発明が発生しており、図3に示すようにそのうち8割以上の企業で現地発明の出願を経験している。

現地法人で発明が発生したことがありますか？

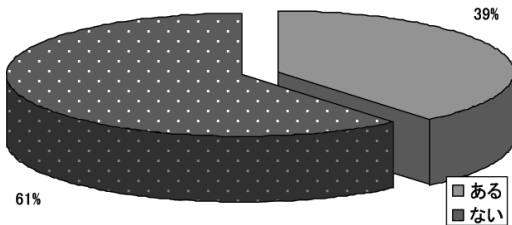


図2 現地法人での発明の発生状況

現地発明を出願(特許, 実用新案)したことがありますか？

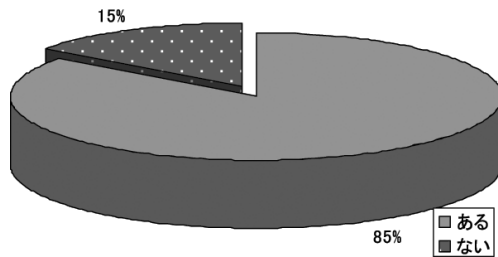


図3 現地発明の出願の有無

3.3 現地発明の出願状況

現地発明の出願については、図4に示すように2004年～2006年に最初の出願を行った企業が最も多かったが、既に2000年以前に出願を行っ

いつから現地発明を出願していますか？

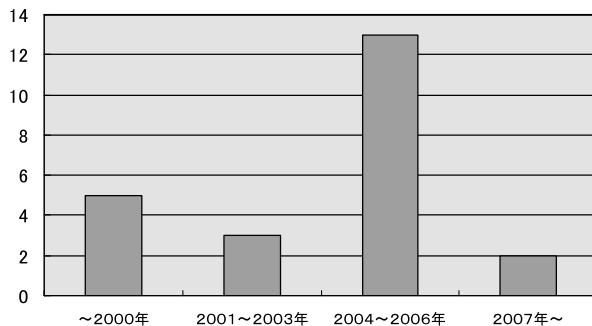


図4 現地発明の出願開始時期

ている企業も数社あった。

また、昨年1年間の出願件数としては、図5に示すように10件以下の企業が最も多く、次いで11～30件であったが、出願件数の傾向としては、図6に示すようにその殆どの企業で横ばい、または増加傾向にあるとの回答であった。

昨年1年間の現地発明の出願件数は？

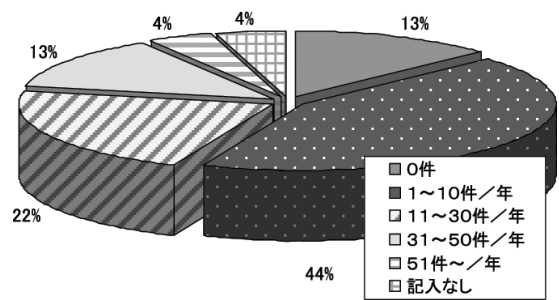


図5 現地発明の昨年1年間の出願件数

現地発明の出願件数の傾向は？

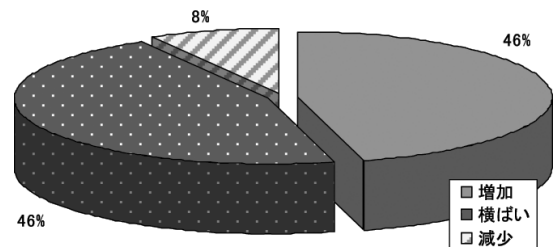


図6 現地発明の出願件数動向

3.4 現地発明の出願人名義

現地発明の出願人名義としては、図7に示す

現地発明の出願人は誰ですか？

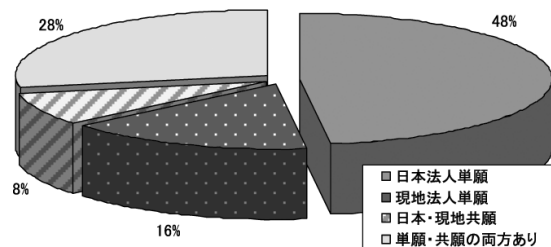


図7 現地発明の出願人名義

ように日本法人名義で出願するケースがおおよそ半数を占める一方で、現地法人単独名義で出願するケースや、日本法人と現地法人との共同出願、またはケースに応じて出願人名義を使い分ける企業も見受けられた。

3. 5 現地発明の実施状況

現地発明の実施状況については、図8に示すように現地発明を出願した企業の半数以上はその発明を実施している。その一方で、現地発明をライセンスしていると回答した企業はなかった。

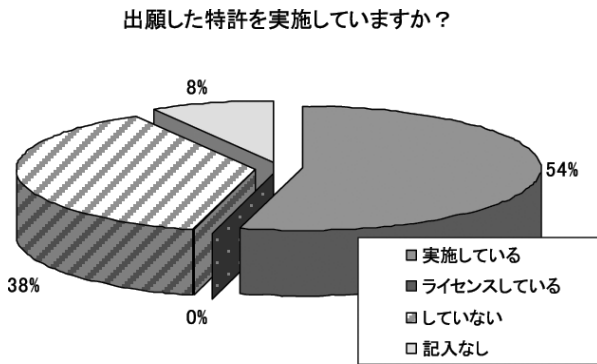


図8 現地発明の実施状況

3. 6 中国での開発状況

中国で開発を行っている理由としては、図9に示すように「中国市場の製品開発」「中国人の力を生かす」がほぼ同数の回答であり、次いで「大学等との共同開発」であった。

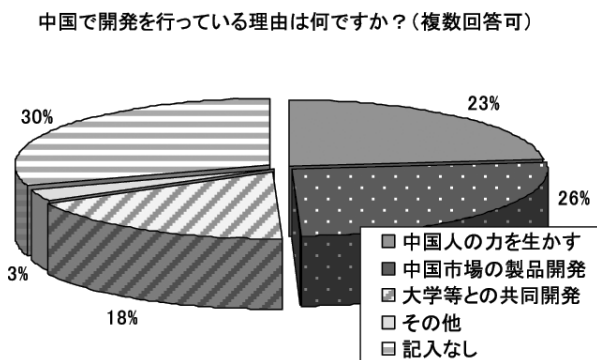


図9 中国で開発を行っている理由

また開発テーマの対象国としては、図10に示すように「グローバル向け」と「中国国内向け」との回答がほぼ同数であり、中国国内での研究・開発が単に中国国内向けの商品・サービスに留まらず、グローバル仕様になりつつあることがうかがえる。

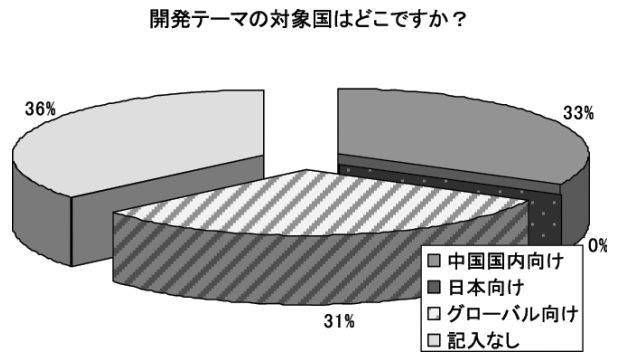


図10 開発テーマの対象国

3. 7 現地の知財管理部門の状況

また、図11に示すように現地発明を既に出願した事のある企業のうち、およそ4割の企業は、現地に権利化を担当する知財部門を有していると回答した。

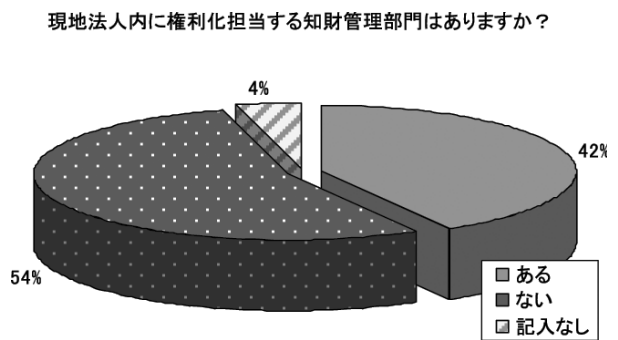


図11 現地の知財管理部門の状況

また、現地の知財部門での担当者については、日本からの出向者より現地で中国人を採用している企業の方が多かった。

3. 8 現地発明に関する規定の状況

現地発明に関する規定については、回答企業

64社のうちおよそ3分の1の企業で「規定あり」と回答があり、「まだ出願の実績は無いが規定を準備している」という企業も数社あった。

3. 9 現地発明に関して苦労した点

現地発明に関して苦労した点としては、日本の知財担当者が発明を特定する際の「言語・距離の問題」が最も多かった。次いで、現地中国人発明者への「知財教育」や現地中国人発明者の「知財意識」に関することであった。

3. 10 現地発明に関して知りたい点

一方、現地発明に関して知りたい点としては、「発明の報奨規定」「技術輸出」「現地での管理」等が挙げられた。

これら、現地発明に関して苦労した点、現地発明に関して知りたい点については、中国現地の知財管理部門を訪問して、ヒアリングを行ったので、「現地ヒアリング」の項で報告する。

4. 二次アンケート及び現地ヒアリングの結果

4. 1 二次アンケート回答企業の業種

一次アンケートで現地発明を出願したことがあるとの回答を頂いた企業に対して行った二次アンケートについて、回答を頂いた企業の業種の内訳を表2に示す。

表2 二次アンケートの回答企業の業種

業種	回答数
電気, 情報処理, サービス	8
機械, 事務機械, 輸送機械	5
化学, 繊維, 製薬, 製紙, 食品	5

4. 2 特許権の件数

二次アンケートでは、8割以上の企業が、現地法人の発明において1件以上の特許権が発生

していると回答した。このうち、計10件以上と回答した企業が半数あり、現地発明は、出願だけでなく、特許権の取得も活発に行われているようである。

4. 3 現地発明の発生形態

現地発明は、現地法人の単独での成果だけでなく、中国資本の企業や大学との共同研究・共同開発・委託研究等、様々な形態で発生している。現地ヒアリングにおいても、研究所だけでなく、生産工場における開発部門や設計部門等、様々な組織や部門において発明がなされているとの回答が多く、現地発明の発生形態が多様化していることが確認できた。

4. 4 発明の発生前の対応

(1) 発明者との契約

中国専利法（以下、専利法）では、職務発明の定義及びその帰属について、「当該部門の職務を遂行して、又は主に当該部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は当該部門に帰属し、出願が認可された場合は当該部門の特許権者とする。非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者を特許権者とする。その部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、部門と発明者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。」と規定されている（専利法第6条抜粋）。ここで部門とは企業や学校等の発明者が所属する組織を意味する。二次アンケートの結果では、発明に関する社内規程や就業規則において、職務発明を現地法人へ帰属させると規定しているとの回答が多数を占めた。

(2) 発明件数のノルマ

発明件数のノルマは課していないと回答した企業が多数を占めたが、現地法人が研究所である場合には、強制ではなくとも、研究員1人あたり年に1件の発明を提案する目標を掲げていると回答した企業もあった。

4. 5 発明の発掘状況

二次アンケートにおいて、現地法人での発明発掘を行っているという回答した企業は約8割であり、更にその内の約6割の企業は、現地に知財担当者を配置して発明発掘を行っているという回答しており、積極的に発明発掘が行われている。

発明発掘の方法や発明を完成させるまでの方法は各社様々であるため、現地ヒアリングの結果から3つのタイプに分けて説明する。

(1) 現地法人が主体となって発明を完成させる場合

現地法人において発明を完成させると回答した全ての企業において、日本本社の知財担当者が駐在している又は現地スタッフが知財担当者として配置されていると回答した。これらの企業は、現地法人が研究所である場合が多く、発明がなされることを前提として出願までのフローの整備や、知財担当者の配置を行っている。

これらの企業における発明発掘の方法としては、知財担当者を含めて定期的にブレイクアウトミーティングを行うという回答や、研究・開発の進捗状況を知財担当者が把握した上で発明が完成しそうなタイミングで発明者へのヒアリングを行うという回答もあったが、発明者から自主的に発明提案があるという回答もあった。

これらの企業では、発明が発掘されると、発明者が発明提案資料を作成して発明の届出を行い、現地法人が主体となって、出願の可否を判断し、更には明細書の作成や出願まで行う場合が多い。先行文献調査や出願の可否判断の一部

では、日本本社が関与すると回答した企業が多かったが、まったく日本本社が関与せず、現地法人で出願まで行うと回答した企業もあった。

(2) 現地法人と日本法人で連携して発明を完成させる場合

現地法人と日本法人とで連携して発明を完成させると回答した企業では、特許の権利化を専門として担当する知財担当者が現地法人にはいないと回答した企業が多く、日本から知財担当者が現地へ出張して対応するケースが多いようである。これらの企業の発明発掘の方法としては、日本から知財担当者が中国へ出張するタイミングに合わせて現地スタッフのアイデアを収集し、そのアイデアの情報を元に、出張者が現地スタッフにヒアリングしながら特許性のあるものを抽出するという回答があった。

これらの企業では、発明を発掘したのち、出張者や日本人の技術者によるサポートの元、発明者が発明提案資料を作成して発明の届出を行い、先行文献調査や出願可否の判断を現地法人と日本法人の両方で連携して行うケースが多い。

(3) 日本法人が主体となって発明を完成させる場合

日本法人において発明を完成させると回答した企業では、特許の権利化を専門として担当する知財担当者が現地法人におらず、(2)と同様に、日本から知財担当者が現地へ出張して対応を行う場合や、現地法人に駐在している日本人の技術者が対応するケースが多い。これらの企業の発明発掘の方法としては、発明発掘を技術者であるグループリーダーの職務のひとつとしており、グループリーダーが発掘した発明を現地法人で簡易な先行文献調査を行い、先行文献が見つからないものを日本法人へ報告するという回答があった。

これらの企業では、詳細な先行文献調査や出

願要否の判断を日本法人が主体となって行う場合が多いようである。

4. 6 発明の完成時の対応

(1) 届 出

二次アンケートにおいて、ほぼ全ての企業が発明者に提案書の届出義務を課しており、届出先が現地法人であると回答した企業が多く、現地法人に知財担当者がいない企業であっても、届出は現地法人に行われるフローとなっている企業が多いようである。

(2) 出願要否の判断

二次アンケートにおいて、出願要否の判断は日本本社が行うと回答した企業が6割を超えているが、日本本社が全く関与しないと回答した企業もあった。また、先行文献調査は、英語や日本語の文献を対象として調査するという回答が多かったが、中国の特許文献を調査する場合には、中国国家知識産権局（SIPO）のウェブページで公開されているデータベースを利用すると多くの企業が回答した。

なお、二次アンケートにおいて、7割近くの企業は出願要否を日本本社と同程度のレベルで判断すると回答したが、現地発明は日本とは異なる判断基準で出願要否を判断していると回答した企業もあった。この判断基準について現地ヒアリングを行ったところ、日本本社よりも出願するに至る進歩性のレベルを下げていると回答した企業もあった。

4. 7 発明ヒアリング

(1) 発明提案資料

発明者が用意する発明提案資料の言語は、中国語が多いようであるが、現地ヒアリングを行った研究所では、資料は全て英語で作成することを義務付けていると回答した企業もあった。

(2) 発明ヒアリングにおける問題点

日本本社の知財担当者が発明ヒアリングをする場合、距離と言語の問題があると、多くの企業が回答した。

距離の問題については、テレビ会議を活用することで解決しようとしていると回答した企業もあったが、詳細な内容については、現地への出張なしでは発明ヒアリングが難しいとの回答も多かった。

また、言語の問題については、社内の公用語を英語としているとの回答や、日本本社の知財担当者が中国語に堪能であるとの回答もあったが、多くの企業ではこのような対応は難しい。このため、発明者と知財担当者間に、日本語に堪能な技術者が通訳として入ることにより、発明ヒアリングを行っている企業が多い。

4. 8 出願明細書の作成

(1) 作 成

現地ヒアリングを行った企業のうち、出願を現地法人が主体となって行う企業は、ほぼ全ての企業が、現地の特許事務所へ出願明細書の作成を依頼しており、中国語で明細書を作成している。現地法人から依頼する特許事務所と、日本本社が依頼する特許事務所が同じかどうかについて現地ヒアリングを行ったところ、同じと回答した企業と、異なると回答した企業数は、ほぼ同数であった。異なる理由としては、現地法人と日本本社が依頼する特許事務所とが遠いという理由や、日本本社が依頼する特許事務所は料金がいため、共願の場合に共願人の同意が得られないといった回答があった。

(2) 日本本社による出願明細書の確認

二次アンケートでは、出願明細書作成に日本本社が関与すると回答した企業と、関与しないと回答した企業数は、ほぼ同数であった。

現地ヒアリングの結果では、日本本社が関与

する場合、クレームや要約のみを日本語又は英語に翻訳して確認すると回答した企業が多かったが、一部の企業では、出願明細書を日本語や英語で作成した後に、中国語へ翻訳すると回答した企業もあった。

(3) 発明者による出願明細書の確認

二次アンケートでは、ほぼ全ての企業が、発明者が出願明細書を確認すると回答した。

4. 9 第一国出願

(1) 出願国

二次アンケートでは、ほぼ全ての企業が中国へ第一国出願を行っているという回答した。

(2) 費用負担

二次アンケートにおいて、ほぼ半数の企業が第一国出願の費用は日本法人が負担すると回答したが、現地法人が負担するという回答も3割程度あり、更にケースバイケースと回答した企業も2割程度あった。

(3) 実用新案の活用

二次アンケートにおいて、実用新案を活用していると回答した企業は2割程度であり、多くの企業が活用していないようである。

4. 10 職務・非職務発明の判断

届出のあった発明が、職務発明なのか、非職務発明なのかの判断を、現地法人が行うと回答した企業は二次アンケートにおいて6割程度であった。

職務発明の定義について現地アンケートを行ったところ、ほぼ全ての企業が専利法での規定通りとしたが、一部の企業では日本本社と同様の規定としていると回答した企業もあった。

上記の通り、多くの企業では職務発明を定義し、判断の主体も決めているが、現地ヒアリン

グを行った全ての会社が、過去に非職務発明と判断した実例がないと回答した。

4. 11 不出願の場合の処理

二次アンケートによると、約7割の企業が、発明提案の半分以上を出願すると回答した。また、出願しなかった発明に対しても、約3割の企業が発明者への報奨制度を設けていると回答した。

出願しなかった発明について、公開技報等の刊行物を利用しているかという問いに対しては、利用していると回答した企業はなかった。しかし、特許性の問題により出願しない場合には、公証制度を活用すると回答した企業があった。

4. 12 出願権の譲渡

(1) 日本本社への譲渡とそのタイミング

専利法の第10条では、特許出願権と特許権の譲渡が可能であること、および特許出願権と特許権を外国人に譲渡する場合には国务院の認可が必要であることを規定している。

そこで、現地発明を日本本社へ譲渡しているか、についてアンケートを実施した。

その結果、6割の企業が、現地発明を日本本社へ譲渡していた。

譲渡のタイミングについてアンケートを実施したところ、第一国出願前に日本本社へ譲渡している企業がほとんどであるが、一部には第一国出願後に譲渡する運用をしている企業もあった。

国务院の認可が必要となる「特許出願権」と「特許権」のうち、特に「特許出願権」の解釈には様々な見解がある。つまり、「特許出願権」とは「出願した後に発生した権利」を指すものであり、出願前の「これから特許を出願する権利」は含まないとする考え方もその一つである。このように、「特許出願権」がなにを意味するかが必ずしも明確ではない

認可手続きについてヒアリングをしたとこ

る、「特許出願権」の対象が必ずしも明確ではないことから²⁾、各企業とも国務院への認可の対応について悩んでいる様子がうかがえる。

第一国出願後に日本本社へ譲渡している企業の場合は、やはり専利法第10条の規定に従って、認可手続きをしているとの回答であった。

日本本社へ譲渡している企業は、日本本社と現地法人との間で開発委託契約などに関連して包括的な譲渡契約を結んでいる企業が7割と多く、その他の企業は1件ごとに契約を結んでいる。

一方、日本本社へ現地発明を譲渡しないという企業は少ないが存在する。この理由としては、現地発明の中国特許で将来ライセンス費用を得た場合を想定して現地法人に帰属させたままとしている、などの意見があった。

なお第三者との共同発明の場合は日本本社へ譲渡せずなどケースバイケースの対応である、と回答した企業もあった。

(2) 技術輸出入管理条例への対応

現地発明を日本本社へ譲渡するに際しては、「技術輸出入管理条例」への対応も考慮する必要がある。ここで、「技術輸出入管理条例」の対象となる「技術輸出」に含まれるものが、国家知識産権局公告第94号「外国人への特許出願権又は特許権譲渡の認可と登録規定」(以下、「公告第94条」という)で定義されており、この中で「特許出願権」又は「特許権」を「技術輸出」と見做して規定している。公告第94条に規定された「特許出願権」も「出願した後に発生した権利」を示すとの考え方があり、前述した専利法第10条と同様、「これから特許を出願する権利」を含むか否かが必ずしも明確ではない。ヒアリングを試みたが多くの企業が、出願前の「これから特許を出願する権利」が「技術輸出入管理条例」の対象となるか否かを中国の代理人などに意見を聞きながら対応をしているという回答が目立っている。やはり専利法第

10条と同様に各社とも慎重に検討しながら対応しているという印象が強い。

(3) 現地発明のグループ内権利行使

現地発明を日本本社へ100%譲渡せず、現地法人に帰属、又は日本本社と現地法人との共有となった場合に、現地法人が同じグループ内企業に対して権利行使することを想定しているか、さらにはもし想定しているのであればどのような対応をとっているかについてアンケートを実施した結果、大半の企業はそのような想定をしていなかった。一部の企業では、共有になった特許の権利活用について契約で取り決めをしている企業があった。

(4) 出張者または出向者による発明の帰属と報酬

中国現地法人に長期出張または出向している日本本社の従業員が発明した場合の権利の帰属と報酬についてアンケートを実施した。基準があると回答した企業が4割であった。基準があると回答した企業は、現地法人の規定に基づく回答した企業と、日本本社の規定に基づく回答した企業があった。

4. 13 中間処理（審査請求、オフィスアクション等）、第二国出願の対応

(1) 主体部門

現地発明に関する審査請求要否判断、オフィスアクション(以下、「O.A.」という)の対応、権利化断念の判断等を誰が主体で行うかアンケートを実施した。日本本社へ譲渡をしない企業の場合は、すべて現地法人が主体で対応している。日本本社へ譲渡している企業の場合は、ほとんど日本本社が主体で対応しているが、一部には中国語という言語の問題に起因して現地法人が主体という企業もあった。

実際のO.A.の対応に現地法人は関与するかと

いう質問については、日本本社が主体で対応している企業であっても、6割の企業で現地法人がなんらかの関与をすると回答しており、現地法人と連携してO.A.に対応している様子がうかがえる。

現地法人がO.A.に対応する、もしくはなんらかの関与をする場合、特許事務所の代理人が直接現地法人の発明者と面談する、または代理人のコメントを現地法人の発明者へ提供すると回答した企業があり、代理人と発明者との連携も深いようである。

一方で、O.A.が発生した時期には、発明者が既に現地法人にいないなどの、中国の特異性に鑑み、現地法人は特に関与することなく日本本社が対応しているという企業もあった。審査請求、権利化断念の判断、登録の可否判断についても同様な回答状況であった。

(2) 費用負担

O.A.の対応を主体で行っている当事者が、費用を負担している企業がほとんどであるが、一部には、日本本社が費用負担を行い現地法人が主体で対応を行う企業や、現地法人が費用負担を行い、日本本社が主体で対応を行う企業も存在した。

(3) 第二国出願のルート

現地発明の第二国出願のルートについてアンケートを実施したところ、PCTルートだけを使うと回答した企業は一部で、パリルートだけをつかうと回答した企業の方がそれよりは多かった。しかし、6割の企業はパリルートとPCTルートを使い分けると回答しており、ケースバイケースの対応をしている。

4. 14 発明報奨

二次アンケートの結果から発明者への報奨制度を設けている企業は6割であった。この内、

報奨制度を設けている企業は全て出願時に報奨金を支給する制度を有していた。また、登録にも報奨金制度のある企業が5割を占め、実施・ライセンス時に報奨金制度があるのは4割であった。

中国現地でさらにヒアリングを行ったところ、報奨制度は日本本社の制度を参考にし、専利法・実施細則に合わせて策定している企業が多かったが、報奨金額などは今年改定される新実施条例（旧実施細則）を見ながら再検討するとの回答もあった。

出願、登録時の報奨金額は、旧実施細則の規定に合わせて合計で2,000元と定めている企業が複数社あった。また、日本と報奨金額が同レベルとなるように為替や物価の差を考慮して金額を定めていると回答した企業もあった。

また、登録時の報奨金は退社していない事を条件として支払い、転職防止の一つの歯止めとしている企業があった。

金銭的な報奨制度以外にも表彰制度を設けて優秀な発明者の転職等を防止している企業もあった。また、これら報奨制度の対象を、職務発明を越えて業務発明まで広げているという企業もあった。

実施報奨については、旧実施細則に規定されている「法外な率」を本当に守らなければならないのか、という声が多い。これに対しては、「発明の製品に対する貢献度（比率）」を加味した独自の算定方法を持つ企業もあり、各社苦労していることがうかがえた。

これとは逆に、出願しなかった発明に対しては、発明の提案に対し小額の対価を支払ったり、表彰を行うとする企業があった。

なお、自社実施への補償金に関してはあまり実例が得られず、今後の中国国内の動向を見極めながら制度を策定するという企業が多かった。

日本本社と中国現地法人の間で生まれた発明の取扱いについては、現地法人と日本本社の発明

者として報奨に差があると答えた企業が3割、差が無いと答えた企業も3割であり拮抗していた。

4. 15 特許権の維持・放棄の判断

二次アンケートの結果から、特許権の維持・放棄は現地法人が判断すると答えた企業が3割、日本本社が判断すると答えた企業が7割であった。

中国現地でさらにヒアリングを行った結果、特許権に関わる事業主体が現地法人か日本本社のどちらにあるかで判断主体が分かれているようである。

4. 16 中国の大学、企業との共同研究・委託研究

(1) 大学等との連携の形態

中国の大学や企業との共同研究契約／委託研究契約について二次アンケートで聞いた結果、共同R&Dセンターを設立している企業が1割、共同研究／委託研究契約を締結している企業が6割であった。

(2) 成果の帰属規定

専利法第8条には「二つ以上の部門又は個人が協力して完成した発明創造、一つの部門又は個人がその他の部門や個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途約定がある場合を除き、特許出願の権利は単独で完成した部門又は個人、あるいは共同で完成した部門又は個人に帰属し、出願が認可された場合は出願した部門又は個人を特許権者とする。」という条文があり、成果の帰属先を「別途約定」で定める事が可能である。そのため、各社とも共同で研究、開発した成果の帰属先に関しては規定を設けていた。

研究成果の帰属に関する規定では、研究スタート時の基本契約や包括的契約で規定している企業が4割、研究テーマ毎に個別契約で定めて

いる企業が3割であった。

(3) 成果の帰属（主体、時期）

研究成果の帰属先は、共有と回答した企業が3割、単独と回答した企業が2割であった。帰属させる時期は出願前と答えた企業が6割、出願時と回答した企業が1割であった。

中国現地でさらにヒアリングを行ったところ、基本契約に持分均等と記している企業や、案件単位で持分が異なる企業、研究費の出資比率による企業などがあつた。

(4) 秘密管理

共同研究をスタートする前の双方の独自技術、および研究開発の過程で生じた秘密に関して、その管理体制について聞いたところ、監査を実施するとした企業が1割、ペナルティを課すとした企業が3割であった。

しかし、大学との共同研究の場合、学生が卒業してしまった後、卒業した学生に対しての秘密管理の方策がないという日本国内と同じ悩みがあつた。

5. 現地ヒアリングで得た生の声

現地ヒアリングにて聞くことができた現地企業の生の声を踏まえ、現地発明での現状を洗い出してみる。

5. 1 発明発掘

発明発掘については、実施している場合、現地に任せている現地主導型企業と日本から支援している日本主導型企業とに大別できるが、日本主導型企業が大多数である。現地主導型の場合、現地での開発リーダ等の指導的役割を担う人の存在が不可欠である。いずれにしても初めから現地での自発的な発明発掘活動を期待することは難しく、なんらかの動機付けが必要であり、しかも、活動を根付かせるためには、先ず

は活動の有意性を開発部門内に浸透させていくことが自発的活動への第一歩となる。浸透させるためには、教育だけでは効果が薄く、学会や展示会等に参加させ、同業他社とのせめぎ合いを体で感じさせる等、競争社会を意識させることも重要である。そして、発掘会の場には、「発明を見極める眼」を持った知財担当者等がいると非常に効果的である。発掘会は中国語での議論の方が闊達に行われる傾向があるので、できれば中国語の解る知財担当者が同席するのが理想であろう。

また、日本主導型の場合、即効性はあるものの、現地側から見ると「親会社からの指示」と感覚的に受け取られる危険性があり、自発的活動へ結びにくい面もあるので注意が必要である。日本主導型から現地主導型へ展開していくのが最もよい形かもしれない。

さらに、発掘会は、技術者の頭の中にあるアイデアを「洗いざらい出させる」という意味の場でもある。退職後の「発明持ち出し」のリスクを低減させるために、発掘会の場で徹底した「アイデア出し」の工程を体で覚えさせることが有効である。

発掘会で出たアイデアを、時間を空けずに発明メモ等の紙に書かせることが重要である。これは、上述した「発明持ち出し」のリスク低減にもつながる。紙に書くことを億劫がらせるのは得策ではなく、例えば、書けば「一件いくもらえる」の方法で促すなど積極的に書かせるようにしたほうがよい。更に、初期の発明提案資料は中国語でもよいとするなど、できるだけ頭の中にあるアイデアを紙に落とし込むためのハードルをさげるほうが良い。そして、発明提案資料に書かれたアイデアは全て特許提案として知的財産部門で管理するのが良い。

また、「アイデア持ち出し」のリスク低減の対策として、発掘会を「グループ討議」とするというのも一つの手である。単独発明の場合は

外から見えにくく、拾い上げられない可能性がある。「グループ討議」により共同発明とすることで表面化させることが容易となり、「持ち出し」のリスクは低減されると考える。さらに、「グループ討議」による発明の練り上げやグループ全員で完成させた発明という達成感を持たせることも期待できる。さらに、報奨等による技術者間の不公平感も解消させることができる。

5. 2 発明に対するインセンティブ

インセンティブという観点で考えると、報奨・報酬等の金銭的なものと、表彰等の名誉的なものがあると思うが、報奨・報酬等の金銭的なものだけでインセンティブを長期間維持するのは難しいのが現状である。なぜなら、金銭的な満足感は金銭の額によってのみ満足感を持続することができるからである。この問題は転職問題にも直結するところである。そこで、例えば、表彰等の名誉的なものをうまく利用するとインセンティブを維持することができるのではないかと考える。ある企業では、社長名の大きな表彰状を現地関係者全員の目の前で本社幹部が直接名前を呼んで賞状を手渡す。金銭的なものは無く、発明提案の評価ランクによって賞状の大きさを変える。これを恒例のイベントとして組むことで、皆の前で本社幹部から表彰される優越感に満足し、また発明を出そうとする意欲が湧く。このサイクルを繰り返すことにより、「オスカー賞」的な意味合いをなして来る。

したがって、金銭的なものと名誉的なものを上手く使い分けるとインセンティブの長期的な維持を実現できると思われる。

6. まとめ

多くの企業から現地発明の取扱いに関する情報を得ることができた。さらには、現地法人でのヒアリングにより、現地の担当者が直面している問題等について、生の声を聞くことが出来、

充実した調査結果が得られたと自負している。

組織・体制では、現地発明を年間数十件出願している現地法人もあり、発明発掘・出願権利化の体制、すなわち現地知財部門の体制も整備されつつあることがうかがわれた。

ただ、発明を如何に発掘するか、中国人の発明に対する意識の問題、知財担当者（現地、本社）との意思の疎通の問題等、まだまだ解決すべき課題が多くあることが分かった。

発明の譲渡、さらには技術輸出管理条例への対応については、法律の解釈が明確でない点もあり、各社とも悩んでいるところである。

発明報奨についても、各社とも規定を設けているが、これも民間企業に関して法律に明確な規定がないため、各社の対応が分かれるところである。

大学等との共同研究も増えているが、契約をどうするか等の課題がある。

なお、改正専利法の施行が今年10月にあり、実施条例（実施細則から改名）、審査指南もそれに合わせて改定されるため、社内の規程を改定する必要が出てくることも考えられる。

7. おわりに

現在、未曾有の世界的な不況により、各社とも企業活動の停滞を余儀なくされている状況にある。しかし、中国を研究開発の拠点として捉えることの重要性は、増すことはあっても、減ることはないと考えられる。

中国の専利制度は、今回の改正によって、よ

りハーモナイゼーションされていくことが期待される。しかし、制度が同じになっても、文化・体制等が異なる中国において、研究開発を遂行していくには、まだまだ試行錯誤が避けられないと考えられる。

本論文は、「現地発明」と日々向き合っている企業さらには現地法人からの生の情報をアンケート調査さらには現地ヒアリングにより、まとめたものである。本調査結果が会員会社の中国での研究開発活動に役立ていただければ幸いである。

最後に、本論文を執筆するに当たり、貴重な時間を割いてアンケートへの回答と現地ヒアリングに快く応じていただき、かつ、当WGの不躰な質問にも根気よく真剣に回答していただいた各企業の方々に心から感謝の意を申し述べる。特に、ヒアリングでは、率直な意見を熱く語っていただき大変参考になった。本来ならばご協力いただいた各企業様のお名前を記載し謝意を述べるべきであるが、匿名を条件にヒアリングに答えていただいた経緯もあり、お名前を記載しなかった事をご容赦いただきたい。

注 記

- 1) 知財管理Vol.57, No.1 (2007)「中国における現地発明の取り扱い」
- 2) 知財管理誌Vol.54, No.11 (2004)「中国内で中国人が完成した発明の帰属、日本企業への移転と第一国出願」

(原稿受領日 2009年4月27日)